

事業活動収支計算書

平成29年 4月 1日 から
平成30年 3月31日 まで

(単位 円)

		科 目	予 算	決 算	差 異
教育活動収支	収入の部	学生生徒等納付金	1,039,411,000	973,433,534	65,977,466
		手数料	9,043,000	14,559,570	△ 5,516,570
		寄付金	7,904,000	8,150,928	△ 246,928
		経常費等補助金	367,701,000	367,507,748	193,252
		付随事業収入	20,129,000	20,186,722	△ 57,722
		雑収入	135,681,000	138,020,456	△ 2,339,456
		教育活動収入計	1,579,869,000	1,521,858,958	58,010,042
	支出の部	人件費	1,322,223,000	1,320,593,178	1,629,822
		教育研究経費	532,343,000	529,906,818	2,436,182
		管理経費	167,092,000	158,014,319	9,077,681
徴収不能額等		0	0	0	
	教育活動支出計	2,021,658,000	2,008,514,315	13,143,685	
		教育活動収支差額	△ 441,789,000	△ 486,655,357	44,866,357
教育活動外収支	収入の部	受取利息・配当金	268,000	300,813	△ 32,813
		その他の教育活動外収入	0	0	0
		教育活動外収入計	268,000	300,813	△ 32,813
	支出の部	借入金等利息	0	0	0
		その他の教育活動外支出	0	0	0
		教育活動外支出計	0	0	0
		教育活動外収支差額	268,000	300,813	△ 32,813
		経常収支差額	△ 441,521,000	△ 486,354,544	44,833,544
特別収支	収入の部	資産売却差額	0	0	0
		その他の特別収入	57,896,000	57,840,021	55,979
		特別収入計	57,896,000	57,840,021	55,979
	支出の部	資産処分差額	6,099,000	6,068,713	30,287
		その他の特別支出	34,468,000	34,468,000	0
		特別支出計	40,567,000	40,536,713	30,287
		特別収支差額	17,329,000	17,303,308	25,692
		[予備費]	(0)		10,000,000
		基本金組入前当年度収支差額	△ 434,192,000	△ 469,051,236	34,859,236
		基本金組入額合計	△ 46,308,000	△ 30,352,383	△ 15,955,617
		当年度収支差額	△ 480,500,000	△ 499,403,619	18,903,619
		前年度繰越収支差額	△ 3,501,861,000	△ 3,501,860,938	△ 62
		基本金取崩額	14,268,000	14,230,740	37,260
		翌年度繰越収支差額	△ 3,968,093,000	△ 3,987,033,817	18,940,817
		(参考)			
		事業活動収入計	1,638,033,000	1,579,999,792	58,033,208
		事業活動支出計	2,072,225,000	2,049,051,028	23,173,972

(注記)

1. 退職給与引当金特別繰入額は、「退職給与引当金の計上等に係る会計方針の統一について」(平成23年2月17日付け高私参第11号文部科学省高等教育局私学部参事官通知)に基づく変更時差異344,697,937円について平成23年度から10年で均等に繰り入れた額である。

【事業活動収支計算書】

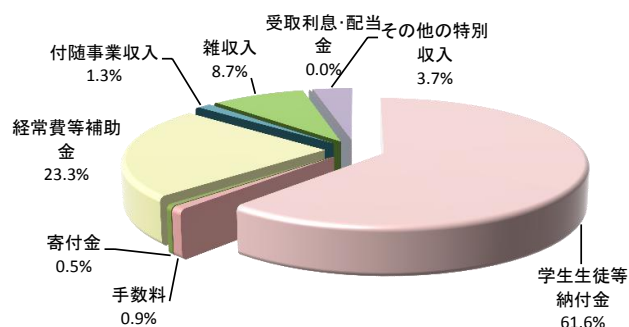
学校法人会計基準第15条(事業活動収支計算の目的)

学校法人は、毎会計年度、当該会計年度の次に掲げる活動に対応する事業活動収入及び事業活動支出の内容を明らかにするとともに、当該会計年度において第29条及び第30条の規定により基本金に組み入れる額(以下「基本金組入額」という。)を控除した当該会計年度の諸活動に対応する全ての事業活動収入及び事業活動支出の均衡の状態を明らかにするため、事業活動収支計算を行うものとする。

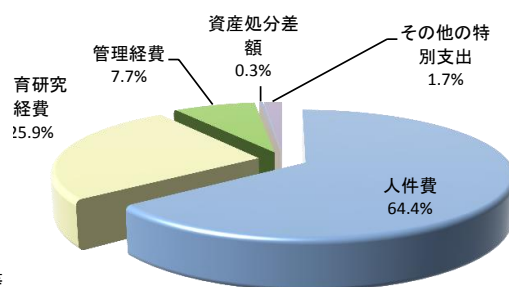
一、教育活動 二、教育活動以外の経常的な活動 三、前2号に掲げる活動以外の活動

平成29年度 事業活動収支の内訳

事業活動収入 1,580百万円



事業活動支出 2,049百万円



【学校法人会計と企業会計の違いについて】

企業は利益追求が目的ですが、学校法人は教育研究活動を目的としています。

そのため、会計原則も企業と学校法人で異なり、企業は企業会計原則ですが、学校法人には学校法人会計基準があります。

企業では、キャッシュフロー計算書、損益計算書、貸借対照表等が財務諸表であるのに対して、学校法人では、資金収支計算書、活動区分資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表等の計算書類を作成します。

学校会計の事業活動収支計算書は収益－費用＝利益を表す企業会計の損益計算書に類似していますが、学校会計の事業活動収支計算書は事業活動収入と事業活動支出の内容と均衡を明らかにするものであるという点に大きな違いがあります。